

障害福祉にかかる審査支払事務について

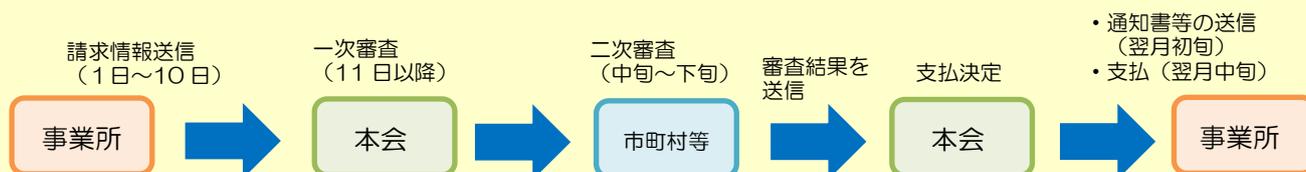
概要

障害者総合支援法及び児童福祉法では、市町村（または都道府県）は障害福祉サービス費等の審査及び支払に関する事務を、都道府県国民健康保険団体連合会に委託することができることになっており、市町村等からの委託により請求情報の受付から審査・支払に関する業務を本会が行っています。

事業所が作成した請求情報は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」）が管理・運営する電子請求受付システムで受け付けられ、本会での一次審査後、市町村等にて行われる二次審査の結果に基づき、事業所へ請求月の翌月中旬に支払を行います。

また、国保中央会が管理・運営を行う事により、他府県の受給者についても本会で受付から支払までが可能です。

【請求～支払までの流れ】



エラーについて

事業所が提出した請求情報に各種台帳情報との不整合や、報酬算定ルールに則していないものがあると本会の一次審査にて「エラー」となり、「返戻」として処理されることになります。

下記は本会の一次審査にてエラーとして多く出力しているコードの一例です。

EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません
EH12	資格：請求明細書の契約情報「決定サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報がサービス提供年月時点で有効ではありません

警告について

警告とは、本会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査で返戻か支払いかが判断されます。

【警告の種類】 ※：警告 ▲：警告（重度） ★：警告（エラー移行対象）

★：警告(エラー移行対象)について

令和6年10月サービス提供分（令和6年11月審査）以降は、本会の一次審査にてエラー（返戻）となる警告です。エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いします。

※ なお、令和6年5月審査から、★：警告（エラー移行対象）が出力されている事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行っておりますので、必ずご確認をお願いします。

令和6年11月審査以降に返戻になる★：警告(エラー移行対象) 一例 ※下記は一例です。

PC79	★受付：事業所台帳の「目標工賃達成の有無」が「無し」のため、目標工賃達成加算は算定できません
PK70	★受付：障害児施設台帳の「個別サポート加算（I）の有無」が「無し」のため、個別サポート加算（I）（一定の要件）は算定できません

本会ホームページには、上記以外の「★警告（エラー移行対象）一覧」、エラーや警告の対処方法についての「エラー対応マニュアル」等を掲載しています。

『大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 参考資料(サービスコード表等)』をご参照ください。



事業所向けインターネット情報公開支援サービス「Oh!Shien」について

概要

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：本会）独自システムである「Oh!Shien」は事業所向けインターネット情報公開サービスで、10日までに提出した請求情報に対する審査結果を公開しております。

機能について

ご利用は**無料**です！

★ 返戻になる前に確認できる エラー・警告がわかる！

「Oh!Shien」では、本会での一次審査期間中に審査結果を確認することができます！

★ 請求にエラー・警告があった…そんなときでも大丈夫 請求の差し替え可能！

請求データの差し替え期間(※)に誤ったデータを削除し、電子請求受付システムで再送信することで、請求情報の差し替えを行うことができます！

※ 差し替え期間：請求締切日の翌営業日 14時30分ごろ～3営業日目 16時

★ さらにうれしい 過去2年間の請求履歴や支払通知等が確認できる！

過去2年間分の請求履歴を受給者（利用者）ごとに確認していただけるほか、支払決定額通知書や処遇改善加算等総額のお知らせなどの通知文書を取得していただけます。

Oh!Shienの請求状況画面について



受給者ごとにエラーと警告の内容確認ができます。

【見方】

※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）
（印が無いものはエラー（返戻）です。）

到達番号ごとに内容が表示されます。

サービス提供区分	サービス提供区分	市町村等番号	受給者番号	給付費支払額	種別	印	種別番号	備考	エラー	エラー内容		
信	受	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	EE68	受付:障害児施設台帳にサービス提供年月時点で有効な上限管理事業所の届出情報に登録されていません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支払決定有効期間内ではありません
信	信	R02.04	27	*****	---		K11	K122	---	無	E641	★警告-障害児支援受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の届出情報に登録されていません

「Oh!Shien」の詳しい内容・設定方法について

詳細な設定方法やマニュアルについては、本会ホームページをご参照ください。

URL <https://www.osakakokuhoren.jp/>

大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 請求・支払関係 > 電子請求関連 > (2)事業所向けインターネット情報公開支援サービス (Oh!Shien) について

【問い合わせ先】

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課（障がい福祉係）

TEL：06-6949-5436